

「からだの教育」から見た幼児教育－保育者と子どもの「育ち」と「健康」を問い直す

A Reconsideration of Growth and Health in Early Childhood Education and Care
from the View of Holistic Somapsychological Education

秋山麻実 木村はるみ 荻原ひろみ* 中野夏希*
AKIYAMA Asami KIMURA Harumi OGIHARA Hiromi NAKANO Natsuki
野田多佳子* 古屋あゆみ* 吉岡良介* 望月なぎ沙*
NODA Takako FURUYA Ayumi YOSHIOKA Ryosuke MOCHIZUKI Nagisa

要約：本論文は、獲得や到達を前提とし、「プラスの技法」を習得することをねらいとした近代の身体教育観へのオールタナティブとして、放す、緩めるといった「マイナスの技法」を含みこむ円環的な身体観、健康観を提案し、それを通して幼稚園教育要領や保育所保育指針における「健康」領域の捉え方を問い直すこと、また子どもと保育者の現実と繋げて保育における「健康」のあり方を考えることを目的とするものである。手立てとして身体教育と幼児教育の研究者および山梨大学教育学部附属幼稚園の教諭との共同研究としてディスカッションを行い、結論としては子どもの声が聴きとられ、育ちを支えられるためには、保育者の身体と健康における「プラス」と「マイナス」の調和的・円環的な身心の構えが重要であることが明らかにされた。

キーワード：身体観、からだの教育、領域「健康」、子どもの権利、保育者の専門性

I はじめに

平成29年改訂幼稚園教育要領では、第2章「ねらいと内容」の「健康」領域において、「(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」の三点がねらいとして挙げられている。しかし現実の子どもたちも、あるいは大人であっても、明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わうことは、生活の一部でしかない。そうだとしたら「健康」領域の「ねらい」は、成長の到達点として捉えるべきなのだろうか。あるいはむしろ、伸び伸びと行動できない側面を含めた心身とともに生きるために、「ねらい」の根底にある「健康」観自体を問い直す必要があるのではないか。日々さまざまな現実を生きる幼児の育ちを支える幼児教育において、子どもたちの姿と「健康」を結ぶ思想を、どこに求めたらよいのか。

本論文は、こうした問題意識のもとに、身体表現と身体観の研究者と幼稚園教諭、幼児教育の研究者が共同で行った研究である。研究方法としては、山梨大学教育学部附属幼稚園にて、身体表現と身体、健康観について、研究者と幼稚園教諭および養護教諭の合同の学習会を行った。それを通して学んだこと、検討・考察したことを、本論文で以下の構成でまとめた。

1. 体育の複線化をもたらすからだの教育
2. からだの教育と子どもの権利

* 山梨大学教育学部附属幼稚園

3. 子どもと保育者の身体についての検討

4. 保育における「健康」観に関する考察とまとめ

本論文では、成長や進化をベースとする近現代教育のあり方に対するオルタナティブとして「からだの教育」という考え方を提唱し、この考え方と、保育・幼児教育の思想のなかですでに位置づけられてきた、子どもの声を聴き、姿に寄り添いながら、子どもの発達要求と保育者の願いとの関係のなかで行われる保育の営みとの共通点・相違点について考察する。そのうえで、幼稚園教諭が、実際の子どもたちの姿、保育者の姿について、「からだの教育」の観点からみた場合に課題になることを検討した。これらをあわせて、保育において必要となる子どもと大人の「健康」の考え方について考察し、まとめる。

II 「平安をもたらす体育」

・ ・ ・ 体育の複線化（プラスの技法・マイナスの技法）

現在の義務教育（学校）の中にはヨーガも太極拳もオイリュトミーも能楽も入っていない。これらの技法の伝授は民間伝承に任せられ、義務教育の主流は諸スポーツ種目の習得になっている。しかし、近年、子どもの体の変化から「からだほぐし」や「からだづくり運動」などが導入された。また、スポーツ・クラブなどでも競技性の強いスポーツから、軽運動・気功・太極拳、ヨーガなど身心の健康と平安を目的とする教室が開講される時代になってきている。つかみ・おぼえ・鍛え・勝つ技法から、手放す・忘れる・緩める・和合する技法へのニーズ・必要性がこうした傾向からうかがえる。ここでは前者を「プラスの技法」、後者を「マイナスの技法」と命名する。

東洋思想には、禅の十牛図にみる「最終の境地」や世阿弥の能楽論に示された「却来」の思想などがあり、右上がりの成長ではなく円環的な成長・成熟の在り方が示されて実人生に活かすことが示唆されている。こうした円環的な成長観は、二極的なバランスとしてではなく、他の存在との関係と調和のイメージの上で「プラスの技法」「マイナスの技法」を考えることを可能にする。

この時教育と成長は、慈愛の在り方への強さを形成する技法として捉えることができる。愛したり愛されたりする場では、弱さを受け止めあうことが最も大きなテーマであり、相手の弱さを受けとったり、支えたり、包んだりするためにはそれなりの強さが必要である。愛の場で必要な「強さ」は、勉強や仕事、スポーツなどの場で必要な「強さ」とはちがひ、自分自身を打ち出すための力ではなく、他者を生かすための力を問われる。たとえば、見守ったり、待ったりするのは、必死に練習したり挑戦したりするのは力の使いようが異なる。人間中心でない自然への畏敬や他者関係、集団における自己の位置づけの再考、価値の見直しから負の感情の浄化、昇華の在り方を考えることも、ここに含まれる。

こうした伝統知の一般化とその身心技法を体育の教員が知識として持ち、将来において学校教育や生涯学習の場面で子どもたちや保護者、教員の教養とするならば、スポーツの技術の習得・向上でない体育、右上がりでない体育、身心の健康を目的とする「平安をもたらす体育」の展開が期待されるだろう。これは決してスポーツ教育やスポーツ文化を否定するのではなく、共存できる体育の複線化と考えられる。

こうした複線化を前提として幼児の「健康」と「からだの教育」について考えるとき、積極的な到達点をねらいとする健康ではなく、平安や安心を基盤にした幼児の生活を支える健康を想定することはできないだろうか。

Ⅲ からだの教育と子どもの権利

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「健康」領域の概念についての研究は、たとえば大森が用語の歴史やWHOの定義も含めて、整理・検討している。そのなかでは、福沢諭吉による「健康」の概念が、外的な刺激や支障がない状態ではなく、「調和」できている状態を指しているが、それは基本的に身体的な状態のみを念頭においていること、一方現代では、幸福や病気や障がいとの関わりにおいて健康の概念を考えなければならないことを指摘している¹。そしてとりわけWHO憲章における健康の定義には、身体的 (physical)、精神的 (mental)、社会的 (social) な健康が含まれているのみならず、信条的・宗教的といったさまざまな価値を視野に入れた安定や幸福に関わるスピリチュアルな健康という側面が組み込まれており、これらを合わせて保育内容の「健康」について考える必要があるとしている。

ところで1節で整理したように、人間のからだところが連動しており、自然や他者との関係、浄化や昇化を含み込んだプラスとマイナスの循環のうえにその平安が成立していると考えた場合、乳幼児の育ちとこの思考は、どのように結び付けて考えることができるのだろうか。

薄による論稿「できないあなたもすてきだよ」には、「取り組みのなかで何かを達成することを自信につなげる保育から、その子のいまやりたいこと、気持ちを尊重し、日々の生活のなかで育つものを大事にする保育へ」の発想の転換の必要を指摘している²。ここにあるのは、「就学前につけたい力は何か」を問うこと、「何かができること」に対して安心することの背景に、子どもの周囲にいる保育者も保護者も、「課題」を「乗り越える」ことや「達成する」ことを子どもの育ちとして捉える教育観があることを、批判的に捉える視点である。

薄の視点を支えることばとして、ある保育士が自身の保育を振り返り、ある子どもについて、「この先どうしても乗り越えられないことに出会った時、あの子はどうするだろうか」と言ったというエピソードが紹介されている³。保育は小学校教育への接続や準備のためにあるのではなく、子どもたちがどのように生きるかという問題と常に向き合う営みである。この保育士のことばは、「生きる力」や「資質・能力」といった「課題解決」の力を身につけることを到達目標とする教育観を、根底から揺さぶるものである。現実人間が生きていくということは、課題を解決して乗り越えていくということを必ずしも意味してはいない。課題が解決されなくても生きていくためには、「できない」自分や他者と生きていくことが必要なのである。

実は「できない」こと、「しない」こと、すなわちⅡ節のことばでいえばマイナスの側面を含んだ幼児理解は、日本の保育実践研究の伝統に位置づいており、新たな課題というわけではない。しかしそれは今日、一般的な教育観のなかで、あるいは小学校以上の教育との接続を論じる支脈において、忘れられようとしている。

子どもの権利条約において、子どもは、保護や援助について特別な権利を有するだけでなく、幸福、愛情、理解を得ながら成長する権利があること (前文)、そして意見を表明する権利 (第12条) および表現の方法の選択も含む自由 (第13条) をもつことが定められている。第13条で制限されているのは、他者の権利や国家の安全、公の秩序に抵触しないという条件においてだけである。大宮は子どもの権利条約における「社会に参加する権利を有する一人の市民であり、その意見を正当に尊重されるべき主体」であるという子ども観が、子ども自身の育とうとする力を信頼する子ども観と同等であり、それこそが子どもの育ちを支える保育の肯定的な関わりを保障するとする⁴。

子どもがネガティブ (否定的) な表現の権利、すなわち「しない」「できない」「きらい」などを表現する権利を、保育や教育のなかで保障しなければならない根拠は、ここにある。すなわち子どもの育つ主体としての存在に対する信頼とは、子どものマイナスの表現に対する肯定をも含むのであ

り、その信頼が保育の根幹を支えるのだ。子どもを感じ、考え、行動し、学ぶ主体として捉え、彼らに寄り添いながら育ちを保障する保育は、ネガティブな表現を受け止めるということを必然的に含んでいる。そしてその対極には、「しない」「できない」「きらい」というネガティブな表現がそのままにとどまるのではないかという不安を背景にして、それらのネガティブな表現を克服すべき課題と捉えて、それを乗り越えさせ、ある到達点へと導くことを前提とする教育観がある。

しかし、ネガティブな表現、動き、技法を受け入れることは、子どもの育ちとどのように関係するのだろうか。イタリアの都市レッジョ・エミリアにおける有名な乳幼児教育に関する論稿のなかで、エグレ・ベッキは、「規範からの逸脱」の重要性を指摘している。この「逸脱」とは①子どもたちの発想が世界の常識を転換し、逸脱すること、②教育上の慣習を逸脱すること、③体験学習を「乱用」することが、全体として意味をなし、子どもたちのイメージを結びつけることの三つの側面をもつ⁵。これらは、子どもたちのもつ力に信を置き、彼らの力がどのように学びへと結実していくか、そのためにどのような伴走が必要かを、記録し、予測し、組み立て、カリキュラムとして残していく営みのなかでまとめられた要点である。これは「町と雨」というタイトルでまとめられた、一連の雨や水についての子どもたちの活動について述べられたものなのだが、世界中の街の雨の風景や、雨の音、水の行く末を、子どもたちはイメージして描いていく。ときには「ポテトフライの音」なども含まれるが、丸い地球を丸い世界としてイメージし、描き、子どもたちの論理で世界を構築していくさまは、マラグッツィによれば「ひっくり返った世界についてできえ、そこから生じる結果も含めて、楽しみながら考えを進めていく」過程として捉えられる⁶。

このとき子どもたちの「逸脱」は、乗り越えるべき「課題」ではなく、課題を変化させ、多様化させて、共有して繰り返していき道筋と力である。子どもたちの「逸脱」を、世界を豊かにするものとして捉えるからこそ、それを可能にするために、大人は慣習から逸脱する勇気を持たなければならない。「逸脱」は修正されるべき課題ではないのである。

同様に子どもたちの表現は、修正され、乗り越えられるべき過程ではなく、それ自体が権利であり、彼らの人生や世界を豊かにするものであることが、レッジョ・アプローチにおける原理になっている。レッジョ・エミリア市にある「ローリス・マラグッツィ・センター」の入り口横には、子どもたちの権利について書かれた詩が展示されている⁷。そこには子どもたちの権利が書かれており、たとえば子どもには「好きな学校に行く権利」があること、「学校に行く権利と同じように劇場に行く権利」があること、また「子どもたちが学校に行つて喋ることを禁じられてはならない」といったことが書かれている。子どもたちは退屈することも奨励されており、その理由は、「退屈だからこそ、人間は何か他のことを考えるから」である。この展示のなかにはもちろん、思考し、それを伝える権利が含まれている。実際5歳の子どもたちは、自分たちの園について新入園児に対して、自分たちのことばで紹介したものが書籍化されている⁸。

ネガティブな表現がそのまま受けとめられ、自他の人生や世界を多様に、豊かにするものとして位置づけられる思想は、すでに保育の場では必要とされている。一方新教育要領・保育指針における「健康」は、子どもたちの育ちのねらいとして「(1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。(2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。(3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する」という三点を設定している。これらのなかで度外視されているのは、伸び伸びと行動できなかつた時、充実できない一日を過ごしたとき、進んで運動しようとしてできなかつたときの保育と子どもたちを、私たちがどのように評価するのかという思想である。子どもたちは、「ねらい」通りに生きられないことを表明する権利があるということ、そして異なる明日を考える可能性をもっているということが認められなければならない。それは子どもたちの創造性であり、乗り越えられ、「ねらい」へと到達する過程として捉えられるべきではない。円環

的なバランスをもつ「プラスの技法」と「マイナスの技法」を援用して考えるとき、ネガティブな表現をする子どもたちが、その存在全体を「大丈夫だよ」と受けとめられることが必要であり、それは健康で安全な生活の保障に不可欠である。その意味で「ねらい」は、子どもたちの育ちの到達点ではなく、どのような環境が子どもにとって必要かを示す指標であるべきなのである。

IV 保育者の捉える「からだの教育」

2017年10月17日、からだの教育についての2時間の学習会のなかでは、子どもたちの心の声が必要でも声だけでなく身体を通して表現されること、子どもたちの生活のなかで生命や存在が多様な受けとめられ方をされており、さまざまに表現されることなどが話題にのぼった。しかし、もっとも中心的な話題となったのは、保育者の身体の固さだった。緊張と弛緩、プラスとマイナス、といった循環的な動きや、私たちがもともと持っている他者を感じ、他者と共に生きるための感覚としての、身体の緩みや他者のエネルギーを感じる感覚について考えた時に問題になったのは、大人の身体だったのである。

身を任せられると感じる感覚が、子どもや動物は敏感であるのに対し、大学生や大人になるまでに教育の中で鈍化していている現状が問題として語られた。もっとも、子どもについても言葉が出ず、表情の固かった3歳児が、かくれんぼをするなかで友達と身体的に触れ、表情が柔らかくなっていたことが、関連する事例として話題に上った。他者に身を任せられることができるかどうか感じ取る身体の正直さを私たちはもともと持っており、それに鍵がかかった状態というのを想定すると、鍵を外すことが他者と心地よく生きるきっかけになりうる。大人の身体の課題としては、そうした身体感覚をどうやって掘り起こしておくか、あるいはそれを感じない身体になっていったときにどうやって封印をはずしていくかということが課題であるということが学習会の中で木村から指摘された。

それを受けて問題になったのは、保育者自身の身体の固さであった。一人の弓道経験者から、目標を達成しようとする意志によって、身体に余計な力が入ると的を射られないという話題が出て、そこから自分のできないことや弱さを受け入れること、自分が頑張らなければという意識だけでは思うようにいかないのだろうということ、子どもに沿おう、共感しようとするところが、子どもを生かすということに繋がるのではという感想が出た。

しかし、頑張らなければならないという意識がかえって邪魔だとしても、仕事である以上やめるとか、考えないということとはできない、という葛藤も語られた。保育者は、うまくいなくても何かをし続けなければならないと思うし、子どものために頑張るし、子どものことばを聴こうと格闘しても、うまくいかないというジレンマに陥ってしまう。そうした保育者の悩みは、保育をどのように行うべきかという言説のなかでは、無視されがちな部分である。私たちが子どもの権利について、保育について、子どもの声について語るとき、保育者の権利や保育者の声については、必要な機能としてしか語られない。

こうした話題を受けて、木村から、一人の保育者の身体が、他者の手で押されたときにどのくらいそのエネルギーを受け入れられるかを実際に確かめながら、一般的現代人の大人の身体が防御している感覚について話があった。それは、自分たちの仕事が共同作業であり、他者とやっているのだから、自分が少しできなくても大丈夫、あるいはあの人とやっているから大丈夫という安心感を体がふさいでいるのでは、という意見だった。

職員の間が、常に緊張感でつながっているのはつらい。そうしたことは通常語られないし、職場環境という用語では、より良い保育が実現できる環境や関係であるかどうかだけが問題となっ

まう。しかし、緊張と弛緩、プラスとマイナスのバランスという側面から考えて見ると、職場環境が職員の健康的で安心できる緊張と弛緩を保障していないというケースは、多いのではないだろうか。そして話題は、お祭り、ファンタジー、非日常的な場所や経験などによって、日常の緊張と弛緩とのバランスをとることの重要性や、職員だけでなく保護者の安心感や弛緩についても及んだ。

V 考察とまとめ

「からだの教育」という視点を通して、幼児教育における「健康」観を見なおした私たちの共同研究から出てきた知見は、次の三点にまとめられる。

第一に、今日の教育全般において、プラスの技法とマイナスの技法を含めた循環的な身体の発達や、それに伴う精神や文化についての考察を欠いているということを指摘できる。「健康」のねらいは、子どもたちのネガティブな表現の権利と、そのなかで子どもたちが安定して生きる権利を度外視していると見ることができる。

第二に、しかしプラスとマイナスの意見の表明を権利として考える保育思想や、体育の複線化は、私たちの「健康」観や身体観を見直し、よりバランスや平安、自然や他者との受けとめあう関係を育む必要性を示唆している。

第三に、しかし、こうした思想や技法は子どものためのみの思想なのではなく、子どもが一員として参加する当の社会全体において実現されなければ、保育者も保護者も、社会も子どもたちの育ちを守ることはできないし、そのためにも大人たち自身が緊張と弛緩のバランスのなかで、幸福に生きる権利を守る必要がある。

¹ 大森宏一「保育内容（健康）における「健康」の定義について」『富山短期大学紀要』第52巻、2017年3月。

² 薄美穂子「できないあなたもすてきだよ」『教育』2017年2月号 39頁。

³ 同上。

⁴ 大宮勇雄「保育と教育の間－子どもの権利にもとづく保育とは－」『教育』2017年2月号 7頁。

⁵ レッジョ・チルドレン『子どもたちの100の言葉－レッジョ・エミリアの幼児教育実践記録』ワタリウム美術館 2012年 120－122頁。

⁶ 同上 116頁。

⁷ 2016年4月現在。

⁸ Strozzi, P., Vecchi, V. (eds.) *Advisories*, Reggio Emilia, 2002. 「お母さんやお父さんたちと先生が秘密の話をしている、子どもは来ちゃだめっていわれていても、入って行くこともある。そうすることもできるけど、本当に行っちゃだめな時は、騒いだりしないでお母さんやお父さんに学校に来させてあげなくちゃいけない」と子どもたちは書いている。子どもたちは自分たちについて話をされることについて、どう感じているか、素直に表現し、他人に伝えることについて、制限されていない。